

審 査 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第 9 条の 9 第 1 項
処 分 の 概 要	練習射撃場の指定
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 9 第 1 項、 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、同第47条第 1 号・第 2 号ハ（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、同第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、同第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）、同第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第 1 号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 基 準	30日
申 請 先	射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。
問 合 せ 先	射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考	